

犯罪被害者等施策の主な経緯(年表)

年月日	出来事
昭和28年8月7日	刑事訴訟法の一部を改正する法律公布(11月5日施行) いわゆる権利保釈の除外事由に被害者等に害を加え又は畏怖させる行為をすると疑うに足りる充分な理由があるときを追加。
30年7月29日	自動車損害賠償保障法公布(12月1日施行)
33年4月30日	刑法の一部を改正する法律(証人等威迫罪等の新設)、刑事訴訟法の一部を改正する法律(証人が尋問中に被告人によって圧迫される場合の被告人の退席・退廷規定を新設)公布(5月20日施行)
49年8月30日	三菱重工ビル爆破事件 同事件をめぐり犯罪被害給付制度の必要性が論議された。
55年5月1日	犯罪被害者等給付金支給法公布(56年1月1日施行)
56年5月21日	財団法人犯罪被害者支援基金設立
60年8月26日	「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第7回国際連合会議」(～9月6日) 同会議において「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」を採択。
平成2年11月17日	日本被害者学会設立
3年10月3日	犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム開催 同シンポジウムにおいて被害者の精神的援助の必要性が指摘される。
7年3月20日	地下鉄サリン事件 同事件をめぐり被害者が受ける精神的被害の深刻さが広く認識されるようになった。
8年2月1日	警察庁において「被害者対策要綱」を策定
10年5月9日	全国被害者支援ネットワーク設立
11年4月1日	検察庁における被害者等通知制度の実施
5月26日	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律公布(11月1日施行)
11月11日	政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」設置
12年3月30日	同会議の報告書「～犯罪被害と当面の犯罪被害者対策について～」が取りまとめられる。
5月19日	いわゆる犯罪被害者保護のための二法公布 刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律 証人への付添いや遅れい措置の導入(11月1日施行)、ビデオリンク方式による証人尋問の導入による負担の軽減等(平成13年6月1日施行)、 性犯罪の告訴期間の撤廃及び検察審査会への審査申立権者の範囲拡大等(6月8日施行)、 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(11月1日施行) 犯罪被害者等の公判手続の傍聴に対する裁判長の配慮義務を規定、犯罪被害者等による公判記録の閲覧・謄写を可能とする制度の導入等。
5月24日	児童虐待の防止等に関する法律公布(11月20日施行)
5月24日	ストーカー行為等の規制等に関する法律公布(11月24日施行)
12月6日	少年法等の一部を改正する法律公布(13年4月1日施行) 刑事処分可能年齢引下げ、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件で犯行当時16歳以上の少年は原則として検察官に送致(逆送)等。
13年4月13日	犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律公布 障害給付金の支給対象の範囲の拡大や重傷病給付金の創設(7月1日施行)、 犯罪被害者等早期援助団体を指定する制度の創設(14年4月1日施行)。
4月13日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」という。)公布(13年10月13日施行)
16年6月2日	改正DV法公布(12月2日施行) 保護命令の適用範囲の拡大、被害者の自立支援を国・地方公共団体の責務として明確化し、都道府県に基本計画の策定を義務づけ。
12月8日	犯罪被害者等基本法公布(17年4月1日施行)
17年12月27日	犯罪被害者等基本計画閣議決定
18年3月23日	第1回都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課長会議の開催 犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口の設置等について要請。
18年4月1日	犯罪被害給付制度改正 重傷病給付金の支給要件緩和・支給対象期間の延長、親族間犯罪における支給制限の緩和。
10月2日	日本司法支援センターの業務開始
11月21日	第1回犯罪被害者白書を国会に提出
11月25日	第1回犯罪被害者週間(～12月1日)の実施 国民のつどいを東京、秋田、神奈川、大阪にて開催。
19年6月1日	児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律公布(20年4月1日施行) 関係機関どうしが要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う「要保護児童対策地域協議会」の設置を努力義務化。
6月15日	更生保護法公布(12月1日施行) 保護観察対象者に犯罪被害者等の心情等を伝達する制度、仮釈放等審理において犯罪被害者等の意見等を聴取する制度を導入。
6月27日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の創設(公布日から1年6月以内に施行)、 犯罪被害者等による損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の創設(公布日から1年6月以内に施行)、 刑事裁判手続における犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度の創設、公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大等(12月26日施行)。
7月11日	改正DV法公布(20年1月11日施行) 市町村における基本計画策定の努力義務化、配偶者暴力相談支援センターの業務の充実、保護命令制度の拡充等。
11月6日	犯罪被害者等施策推進会議決定 経済的支援、支援連携、民間団体援助の3検討会の最終とりまとめの結論に従った施策の実施を政府をあげて強力かつ効果的に推進することを決定。